

# ○後志広域連合介護保険事業計画検証委員会設置要綱

平成27年10月29日  
要綱第5号

(設置)

**第1条** 後志広域連合介護保険事業計画（以下「計画」という。）の遂行管理及び次期計画策定における課題を整理するため、後志広域連合介護保険事業計画検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 検証委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画における介護サービス等計画値に対する達成状況に関すること。
- (2) 計画における地域支援事業の実施効果の評価に関すること。
- (3) 計画における予防給付実施効果の評価に関すること。
- (4) その他、計画における目標達成状況に関すること。

2 検証委員会は、後志広域連合規約第2条に規定する地方公共団体（以下「関係町村」という。）の取り組む事業に対し一定の基準が必要と判断した場合には、その基準を示し、基準に沿った事業とすることを関係町村に求めることができる。

(委員等)

**第3条** 検証委員会は、後志広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成27年後志広域連合要綱第4号）第3条に規定する委員（以下「計画策定委員」という。）をもって構成する。

2 検証委員会の委員の任期は、計画策定委員の在任期間と同一とする。

(検証委員会)

**第4条** 検証委員会の委員長及び副委員長は後志広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱第5条に規定する委員長及び副委員長がこれにあたる。

(会議)

**第5条** 会議は、委員長が招集する。

2 検証委員会は、必要に応じて検証委員以外の者を出席させ意見を求めることができるものとする。

(庶務)

**第6条** 検証委員会の庶務は、後志広域連合介護保険課において処理する。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行する。